

# 介 護 医 療 院

<通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション>

## 【契 約 書】

医療法人社団 有相会

タムス介護医療院花見川



# 介護医療院通所リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーション利用契約書

(契約の目的)

## 第1条

タムス介護医療院花見川（以下「当施設」という。）は、要支援又は要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション（以下「当該サービス」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

## 第2条

- 1 本契約は、利用者が当該サービス利用同意書を当施設に提出したのち、令和8年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。
- 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、前項に定める事項の他、本契約、及び重要事項説明書の事項の改定が行われた場合は新たな本契約等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

## 第3条

- 1 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
  - ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
  - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額20万円の範囲内で、利用者と同帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

#### 第4条

- 1 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本契約に基づく当該サービス利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。(本条第2項の場合も同様とします)。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

#### 第5条

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく当該サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な当該サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- ⑧ 契約後3ヶ月間利用実績が無い場合

(利用料金)

#### 第6条

- 1 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく当該サービスの対価として、重要事項説明書<別紙2>の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月13日に送付し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、お支払い方法につきましては口座振替とさせていただきます。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

#### 第7条

- 1 当施設は、利用者の当該サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

#### 第8条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は施設長を代行する者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

#### 第9条

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を<別紙1>のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
  - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

#### 第10条

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じません。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条

- 1 当該サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(当該サービス利用時の送迎)

第14条

基本的には当施設で送迎車を用意し、送迎します。

(利用契約に定めのない事項)

第15条

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 介護医療院通所リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーション利用同意書

当事業者は、利用者様のサービス提供開始にあたり、利用者様又は代理人様に対して、本書面に基  
づき上記重要事項を説明致しました。

説明日 令和 年 月 日

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

タムス介護医療院花見川の施設の通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーショ  
ンを利用するにあたり、介護医療院の通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーシ  
ョン利用契約書、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、こ  
れらを十分に理解した上で同意します。

<事業者> タムス介護医療院花見川  
施設長 飯田 富雄

## 【利用者】

住 所

氏 名

印

電話番号

-----  
代筆者 \_\_\_\_\_ 続柄 ( ) 印

代筆理由：手が不自由 認知症 その他 ( )

## 【身元引受人】

住 所

氏 名

印

利用者との続柄 ( )

電話番号

## 【本契約第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

住 所

氏 名

印

利用者との続柄 ( )

電話番号

-----  
代筆者 \_\_\_\_\_ 続柄 ( ) 印

代筆理由：手が不自由 認知症 その他 ( )

<別紙 1>

## 個人情報の利用目的

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

タムス介護医療院花見川では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護医療院内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究
  - －インターネット上での行事写真・映像などの掲載（ホームページ・SNS など）

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 個人情報に関する同意書

タムス介護医療院花見川において知り得た本人・家族の個人情報を、退所時の連携や受診時等、正当な理由がある場合にその情報を用いること及び必要な情報を収集することを同意します。

### 〈肖像権について〉

当施設の、ホームページ・Instagram・パンフレット・施設内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。

ご利用者様の映像・写真の使用について

同意します      同意しません      \*どちらかを○で囲んでください

令和      年      月      日

(ご利用者様)

住 所

氏 名

印

代筆者

続柄 (                      )

代筆理由: 手が不自由 認知症 その他 (                      )

(利用者の身元引受人)

住 所

氏 名

印

別表

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は事業所名	タムス介護医療院花見川
申請するサービス種類	介護医療院・(介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)通所リハビリテーション・(介護予防)訪問リハビリテーション

措 置 の 概 要

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、解決責任者の設置
  - ① 施設内苦情相談窓口  
相談・苦情受付窓口担当者 看護師長 西塚 弘美 支援相談員 関谷 浩二  
相談・苦情受付窓口連絡先 電話番号 047-480-2111 FAX 番号 047-486-8176  
・苦情受付窓口担当者がいない場合は、事務長・看護師主任・介護士主任の順で受け付けることとする。  
・基本的な項目については、誰でも窓口となることとする。  
・いずれにせよ窓口担当者には、必ず報告することとする。  
相談・苦情解決責任者 施設長 飯田 富雄
  - ② 法人グループ内 苦情相談窓口  
タムス相談コールセンター  
〒133-0063 東京都江戸川区東篠崎 1-11-1  
電話番号 0120-980-127
  - ③ 外部苦情申立て機関  
(申立て機関名) 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係  
(電話番号) 043-254-7428  
(申立て機関名) 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課  
(電話番号) 043-245-5256
- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
  - ①苦情の内容を聞き取り、把握
  - ②問題が生じた部署に苦情内容を伝達
  - ③問題が生じた部署での対応や対処等の問題点の把握・整理
  - ④施設長等施設の責任者に苦情内容を伝達すると共に、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する
  - ⑤施設としての意思決定（謝罪・事実の伝達・市町村・県等への報告等）
  - ⑥施設における反省事項の整理
  - ⑦苦情処理台帳への記載
- 3 その他参考事項  
苦情を受けた際には、施設全体の問題として把握し、全ての職員に内容を伝達すると共に対応策を考え、周知させる。会議の席で伝達する場合と迅速に対応が必要なことに關しては、随時伝達を行う。

# 介 護 医 療 院

〈通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション〉

## 【重要事項説明書】

医療法人社団 有相会

タムス介護医療院花見川





## 2. サービス

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂、デイルームでおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～
  - 昼食 12時00分～
  - 夕食 17時45分～
  - 間食 15時00分～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）（入所・ショートステイのみ）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
  - ・名 称 医療法人社団有相会 最成病院
  - ・住 所 千葉県千葉市花見川区柏井町800-1
- ・協力歯科医療機関
  - ・名 称 医療法人社団郁栄会 寒竹歯科医院
  - ・住 所 千葉県千葉市美浜区高洲3-10-1  
サンフラワービレッジ稲毛海岸3階

### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会 10時～12時、14時～16時
- ・飲酒・喫煙 ご遠慮ください
- ・火気の取扱い 禁止とさせていただきます
- ・設備・備品の利用 職員にご相談ください
- ・ペットの持ち込み 禁止いたします
- ・宗教活動 禁止いたします

5. 非常災害対策

- ・防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓、誘導灯、スプリンクラー、火災報知機  
                         非常警報装置、自家発電
- ・消防訓練      年2回（火災、地震等の避難訓練を含む）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

## 介護医療院通所リハビリテーション 及び介護予防通所リハビリテーションについて

(令和8年6月1日現在)

### 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 3. 利用料金

#### (1) 通所リハビリテーションの基本料金

##### ① 施設利用料

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの1割分の自己負担分です。2割負担の場合は1割負担の倍額・3割負担の場合は1割負担の3倍額となります。)

大規模型通所リハビリテーション費	[6時間以上7時間未満]
・ <u>要介護1</u>	731円
・ <u>要介護2</u>	869円
・ <u>要介護3</u>	1,003円
・ <u>要介護4</u>	1,167円
・ <u>要介護5</u>	1,326円

##### ② 加算料金

※サービス提供体制加算 (I)	24円/回
※入浴代：一般浴、特殊浴ともに (通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できない ことがあります。)	44円/日
※短期集中個別リハビリテーションの実施 (退院(退所)又は認定日から3月以内に集中的なリハビリテーションを行った場合)	120円/日
※リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (6月以内)	643円/月
リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (6月超)	296円/月
※リハビリテーションマネジメント加算 (事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合)	293円/月
※リハビリテーション提供体制加算 (6時間以上7時間未満)	26円/回
※口腔機能向上加算 (II) (月2回まで)	174円/回
※栄養改善加算 (月2回まで)	217円/回

- ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回） 22円/回
- ※口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回） 6円/回
- ※送迎が実施されない場合 -51円/片道  
（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業者が送迎をしない場合は、減算対象となります。）
- ※重度療養管理加算（要介護3、要介護4又は5に限る） 109円/日
- ※中重度者ケア体制加算 22円/日
- ※科学的介護推進体制加算 44円/月
- ※業務継続計画未実施の場合 所定単位数の1.0%を減算
- ※高齢者虐待防止措置未実施の場合 所定単位数の1.0%を減算
- ※介護職員等処遇改善加算（所定単位数に11.1%乗じた単位数が加算されます。）

## (2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

### ① 施設利用料

（介護保険制度では要支援認定による結果によって、利用料が異なります。

以下は1ヶ月あたりの1割分の自己負担分です。2割負担の場合は1割負担の倍額・3割負担の場合は1割負担の3倍額となります。）

- ・ 要支援1 2,457円
- ・ 要支援2 4,579円

### ② 加算料金

- ※サービス提供体制加算（要支援1） 96円/月
- （要支援2） 191円/月
- ※口腔機能向上加算（Ⅱ）（月2回まで） 174円/月
- ※口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回） 6円/月
- ※利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に  
介護予防通所リハビリテーションを行った場合
  - 要支援1 所定単位数から1月につき130円減算
  - 要支援2 所定単位数から1月につき260円減算
- ※科学的介護推進体制加算 44円/月
- ※業務継続計画未実施の場合 所定単位数の1.0%を減算
- ※高齢者虐待防止措置未実施の場合 所定単位数の1.0%を減算
- ※介護職員等処遇改善加算（所定単位数に11.1%乗じた単位数が加算されます。）

## 4. その他利用料金（共通）

### ① 食費 800円/食

（ご利用日の前日17時までにキャンセルのご連絡をいただけなかった場合につきましては、食材費として800円いただきます。）

- ②日用品費 実費
- ③教養娯楽費 実費
- ④オムツ代 100円/枚
- ⑤尿取りパット 50円/枚

## 5. 支払い方法

- ・ 毎月13日までに、前月分の請求書を発送、手渡ししますので、その月の27日までに  
お支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、口座振り替えとさせていただきます。



# 介護医療院のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

タムス介護医療院花見川  
施設長 飯田 富雄 殿

## <利用者>

住 所

氏 名 印

-----  
代筆者 続柄 ( ) 印

代筆理由： 手が不自由 認知症 その他 ( )

## <利用者の身元引受人>

住 所

氏 名 印

介護医療院のサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、タムス介護医療院花見川利用契約に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護医療院のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設が定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを代理人と共に誓約します。

## 記

1. タムス介護医療院花見川の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、タムス介護医療院花見川に対し一切迷惑かけません。